

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
20-②	生活保護制度関連の見直し (成年後見人による生活保護を可能とするよう規定の見直し)	厚生労働省	1~2
21	無料低額宿泊事業に係る届出制の見直し	厚生労働省	3
22-③	社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について情報連携の項目を追加するよう見直し (社会保障給付等事務について療育手帳関係情報等を追加)	厚生労働省	4
31-②	所有者不明土地・空家等の適正管理に係る見直し (空家等)	国土交通省	5~10

○生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（抄）

（実施機関）

第十九条 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

- 一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者
 - 二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの
- 2 居住地が明らかである要保護者であつても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする。

（略）

6 福祉事務所を設置しない町村の長（以下「町村長」という。）は、その町村の区域内において特に急迫した事由により放置することができない状況にある要保護者に対して、応急的処置として、必要な保護を行うものとする。

（申請による保護の開始及び変更）

第二十四条

（略）

- 4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。

（職権による保護の開始及び変更）

第二十五条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。

3 町村長は、要保護者が特に急迫した事由により放置することができない状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて第十九条第六項に規定する保護を行わなければならない。

○「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)(抄)

問 9-2

(問) 代理人による保護の申請は認められるか。

(答) 民法における代理とは、代理人が、代理権の範囲で、代理人自身の判断でいかなる法律行為をするかを決め、意思表示を行うものとされている。これに対して生活保護の申請は、本人の意思に基づくものであることを大原則としている。このことは、仮に要保護状態にあったとしても生活保護の申請をするか、しないかの判断を行うのはあくまで本人であるということを意味しており、代理人が判断すべきものではない。また、要保護者本人に十分な意思能力がない場合にあつて、急迫した状況にあると認められる場合には法第 25 条の規定により、実施機関は職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなくてはならないこととなっている。

以上のことから代理人による保護申請はなじまないものと解することができる。

なお、本人が自らの意思で記載した申請書を代理人が持参した場合については、これは代理ではなく、使者として捉えるべきであり、そこで行われた申請は有効となるので留意が必要である。

○社会福祉法（昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

（略）

次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

（略）

八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

（第二種社会福祉事業）

第六十九条 国及び都道府県以外の者は、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に第六十七条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

（調査）

第七十条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を経営する者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等进行检查し、その他事業経営の状況を調査させることができる。

（許可の取消し等）

第七十二条 都道府県知事は…第六十九条第一項の届出をし…社会福祉事業を経営する者が…第七十条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、…第六十九条第一項の規定に違反して社会福祉事業を経営する者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営することを制限し、又はその停止を命ずることができる。

指定難病・小児慢性特定疾病の申請にかかる

申請者の負担軽減策(案)について

1. 情報連携開始後(何ら手当を行わない場合)

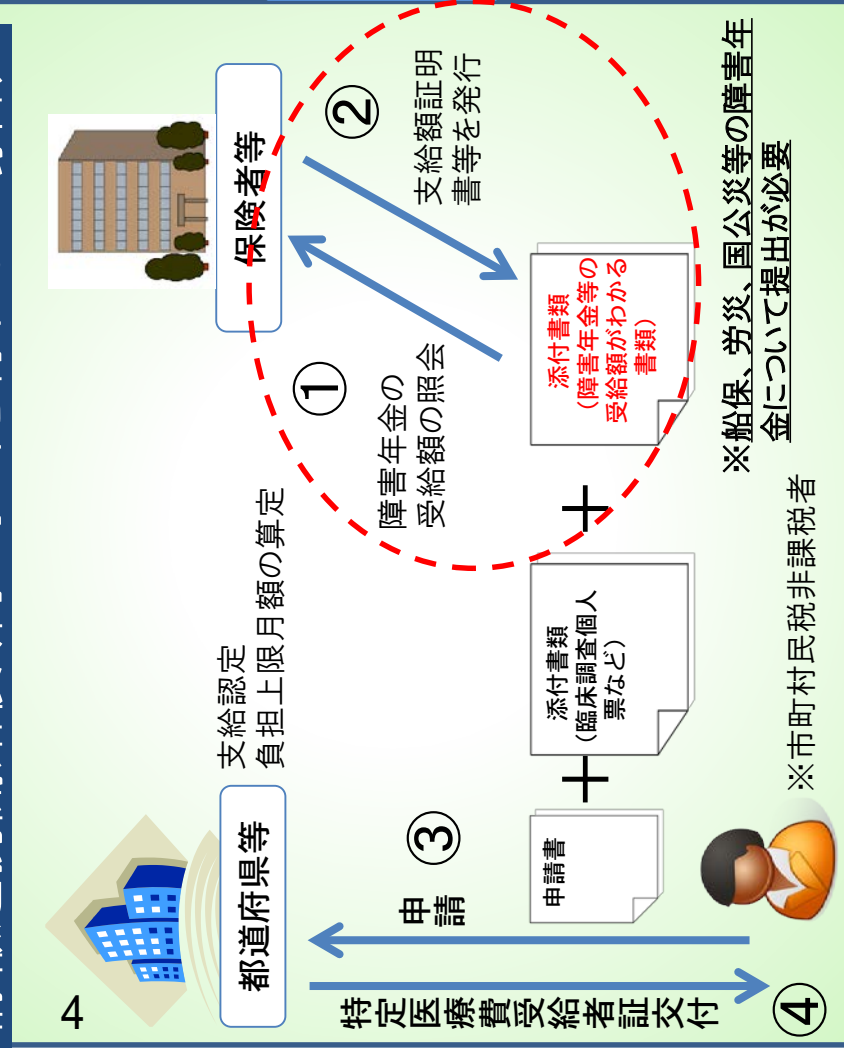
難病・小慢の特定医療費の支給認定の申請において、申請者が市町村民税非課税で以下の障害年金等を受給している場合には、その受給額を証明する書類(保険者が発行する障害年金証書や支払通知書、通帳の写しなど)の添付が必要となる。

- ・船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金
- ・労働者災害補償保険法に基づく障害補償及び障害給付
- ・国家公務員災害補償法に基づく障害補償

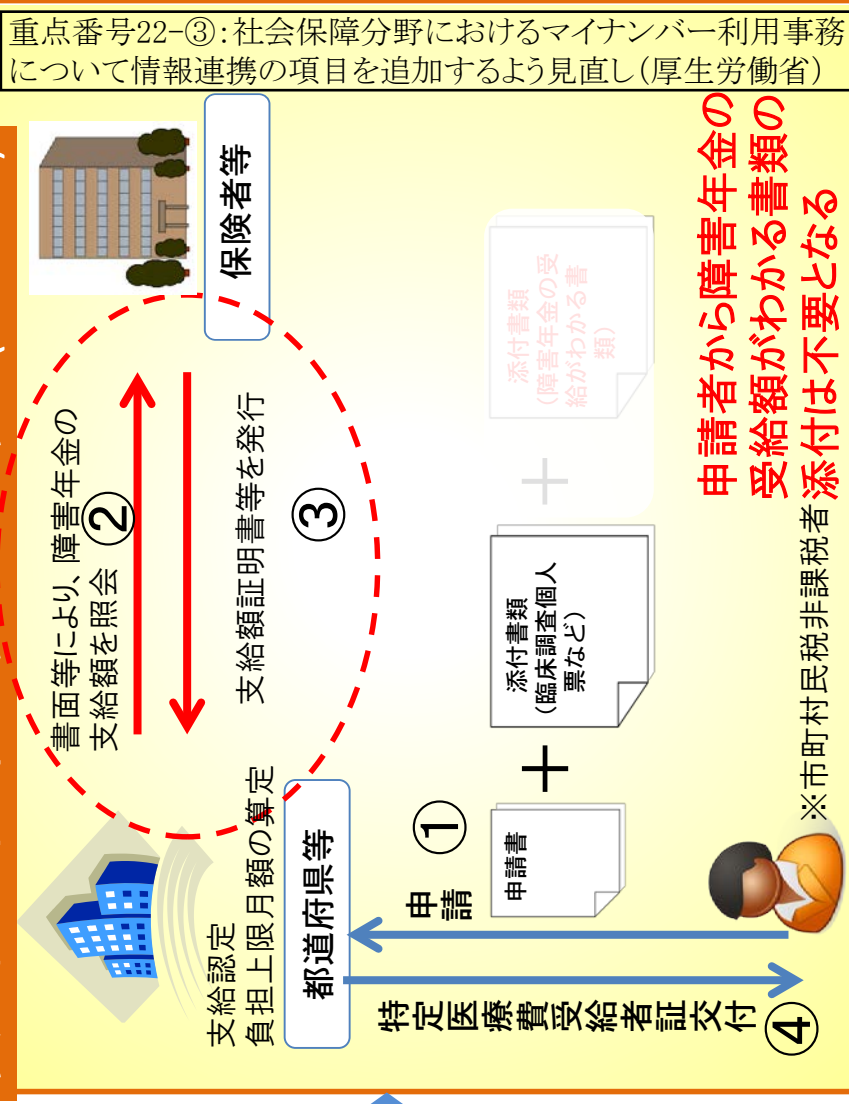
2. 申請者の負担軽減策(案)を実施した場合(イメージ)

都道府県等は、各保険者に対して、申請者に係る障害年金の支給額を照会し、保険者からは支給額証明書等を取得する。申請者は、障害年金の受給額を証明する書類の添付は不要となる。※このような方向で、今後、関係各所と詳細を調整する。

情報連携開始後(何ら手当を行わない場合)



負担軽減策(案)を実施した場合(イメージ)



重点番号22-③: 社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について情報連携の項目を追加するよう見直し(厚生労働省)

地方分権改革に関する地方からの提案について

〈空家関係〉

平成29年10月17日
国土交通省住宅局

空家法に係る地方分権提案に対する考え方(地方税法との関係)

- 地方税法においては、相続があった場合は、各相続人はその相続分によりあふんだ額の納税義務を承継するため、税関係書類は、各相続人ごとに送達するのが原則。しかし、実態上、相続人のうち一部の者が被相続人に係る債権債務を管理する例が多く、税関係の書類を代表者に送達することは実情に適し、徴収上も便利であることを趣旨に、送達の特例として地方税法第9条の2の規定が設けられているもの。
- 地方税法第9条の2第2項の規定により、すべての相続人又はその相続分のうちに明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に届出がないときは、相続人の一人を代表者とすることができる。しかし、当該規定は、相続に争いがある場合等に限り適用されるものであり、単に相続人が多数である場合や相続人の住所等が不明な場合には適用されない(すなわち、相続人や相続分に争いがなく、単に連絡が取れない等の場合においては、第1項によって相続人側が代表者を定められない限り、地方税務当局の判断で代表者を定めることはできない)。また、滞納処分に関する書類についても適用されない。

(参考)

(参考文献) 「地方税法総則逐条解説」 地方税務研究会 編

- 地方税法においては、1つの課税物件が複数の納税者の共有物であるような場合には連帯納税義務があり、民法の連帯債務者に係る規定を準用していることから、連帯納税義務者の1人に対する履行の請求(滞納時の督促など)は、全員に対してその効力を生じ時効が中断される。ただし、納税通知書による納税の告知(租税債権債務の確定)については、民法の準用はなく、各納税義務者に対して通知することが必要。

※地方税法9条の2は、対象となる地方税債務が相続人間の連帯納税義務となるケース(例：相続発生後に課税される共有物に係る固定資産税)のみでなく、相続人間の連帯納税義務とならないケース(例：相続発生以前に課税された個人住民税など)についても適用される規定である。

地方税法第9条の2の規定

- **地方税法(昭和25年法律第226号)**

(相続人からの徴収の手続)

第9条の2 納税者又は特別徴収義務者(以下本章(第十三条を除く。)においては、第十一条第一項に規定する第二次納税義務者及び第十六条第一項第六号に規定する保証人を含むものとする。)につき相続があつた場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)※1及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

2 地方団体の長は、前項前段の場合において、すべての相続人又はその相続分のうちに明らかでないものがあり※2、かつ、相当の期間内に同項後段の届出がないときは、相続人の一人を指定し、その者を同項に規定する代表者とすることができる。この場合において、その指定をした地方団体の長は、その旨を相続人に通知しなければならない。

※1「滞納処分を除く。」

第9条の2の規定による代表者の指定があつた場合においても、相続人に対する滞納処分に関する書類は、各相続人に対してそれぞれ送達しなければならない。

※2「相続人等のうち明らかでないものがある場合」

相続人のうち一部の者が相続人であるかどうか明らかでない場合(相続に争いがある場合等)をいい、相続人の生死又は住所若しくは居住が不明である場合は含まれない。

(連帯納税義務)

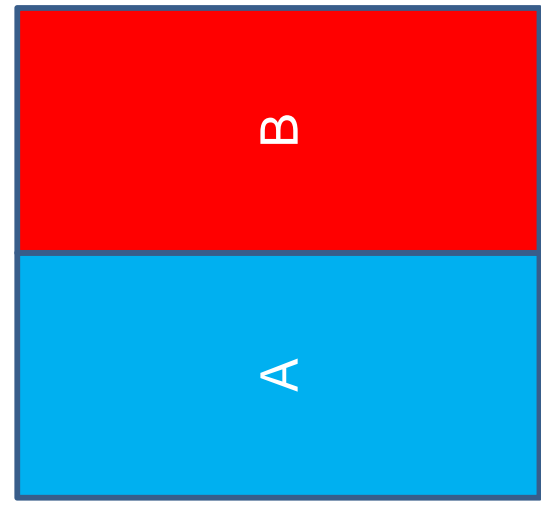
第10条 地方団体の徴収金の連帯納付義務又は連帯納入義務については、民法第四百三十二条から第四百三十四条まで、第四百三十七条及び第四百三十九条から第四百四十四条までの規定を準用する。

- **民法(明治29年法律第89号)**

(連帯債務者の一人に対する履行の請求)

第434条 連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対しても、その効力を生ずる。

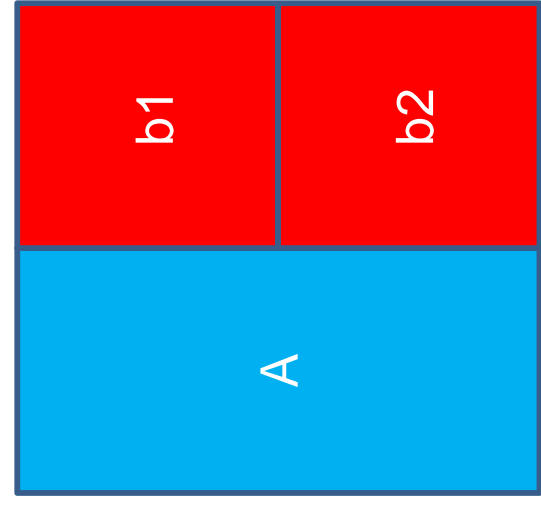
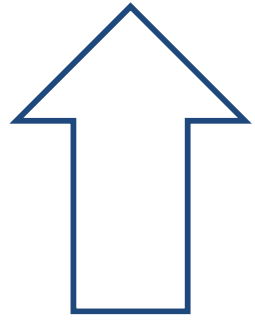
○ 納税義務者の一人が死亡した場合においてその相続人が二人以上あるときは、各相続人は、被相続人の連帯納税義務に係る地方団体の徴収金の徴収金とその相続分によりあん分して計算した額の範囲内で他の連帯納税義務者とともに、連帯して納付納する義務を負うものであり、相続人相互間で連帯して納付納入する義務は生じないものである。



第10条の2の規定により連帯して返済する義務を負う

- A = 連帯して全体の債務を負う
- B = 連帯して全体の債務を負う

Bの相続分を
b1及びb2が相続

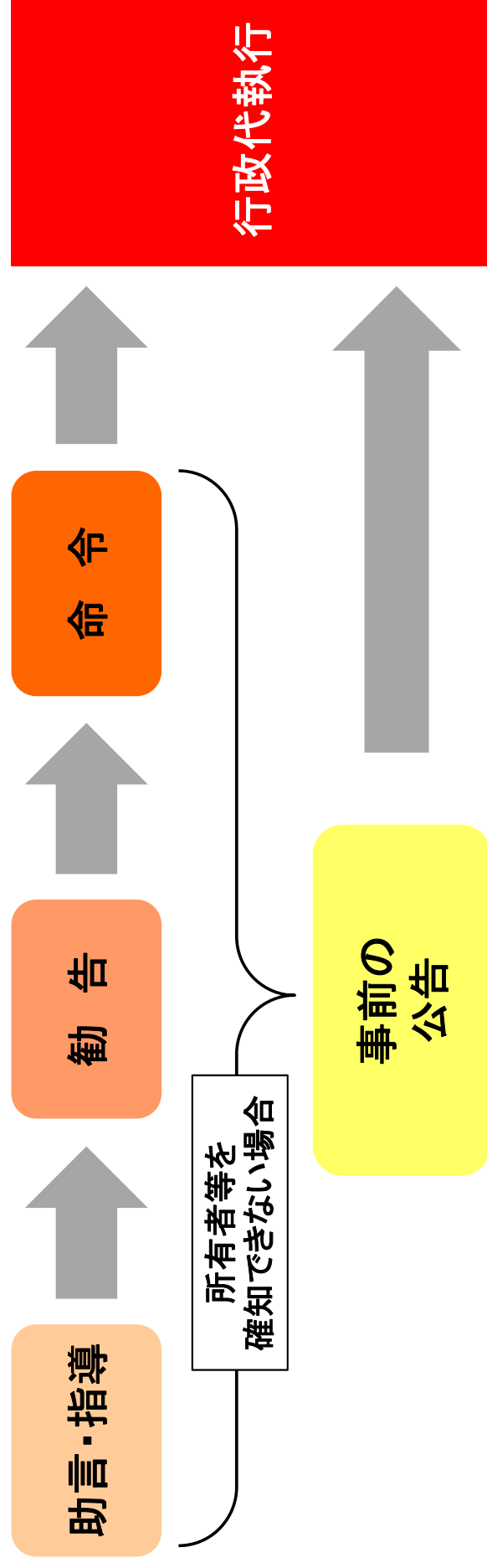


相続人b1、b2はBの持ち分の債務の分割されたものを承継し各自その承継した範囲において、本来の債務者とともに連帯債務者となる

- A = 連帯して全体の債務を負う
- b1 = Bから承継した範囲において連帯債務を負う
- b2 = Bから承継した範囲において連帯債務を負う

- 空家法においては、特定空家等に対して除却、修繕、立木竹の伐採、周辺生活環境保全措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行うことができることとされている。
- 一方、「除却」については、民法上の変更に該当する場合が多いと考えられるが、助言・指導、勧告は、関係権利者全員に対して自発的な除却等の措置を促すためのものであるほか、勧告は命令の、助言・指導は勧告の前提となるものであり、最終的には代執行につながるもの
- ・ 命令は、違反した場合に罰則の適用があるほか、代執行の前提となるものであることから、関係権利者全員に対して行う必要がある。
- 空家法では、特定空家等の所有者等を確認することができない場合には、助言・指導、勧告、命令に代えて、事前の公告により略式代執行できる規定が設けられており、迅速に手続を進めることが可能。
また、特定空家等の所有者等が多数の場合には、内容証明郵便等の活用により助言・指導、勧告の手続を行うなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方法をガイドラインで示している。（「特定空家等に対するガイドライン」）

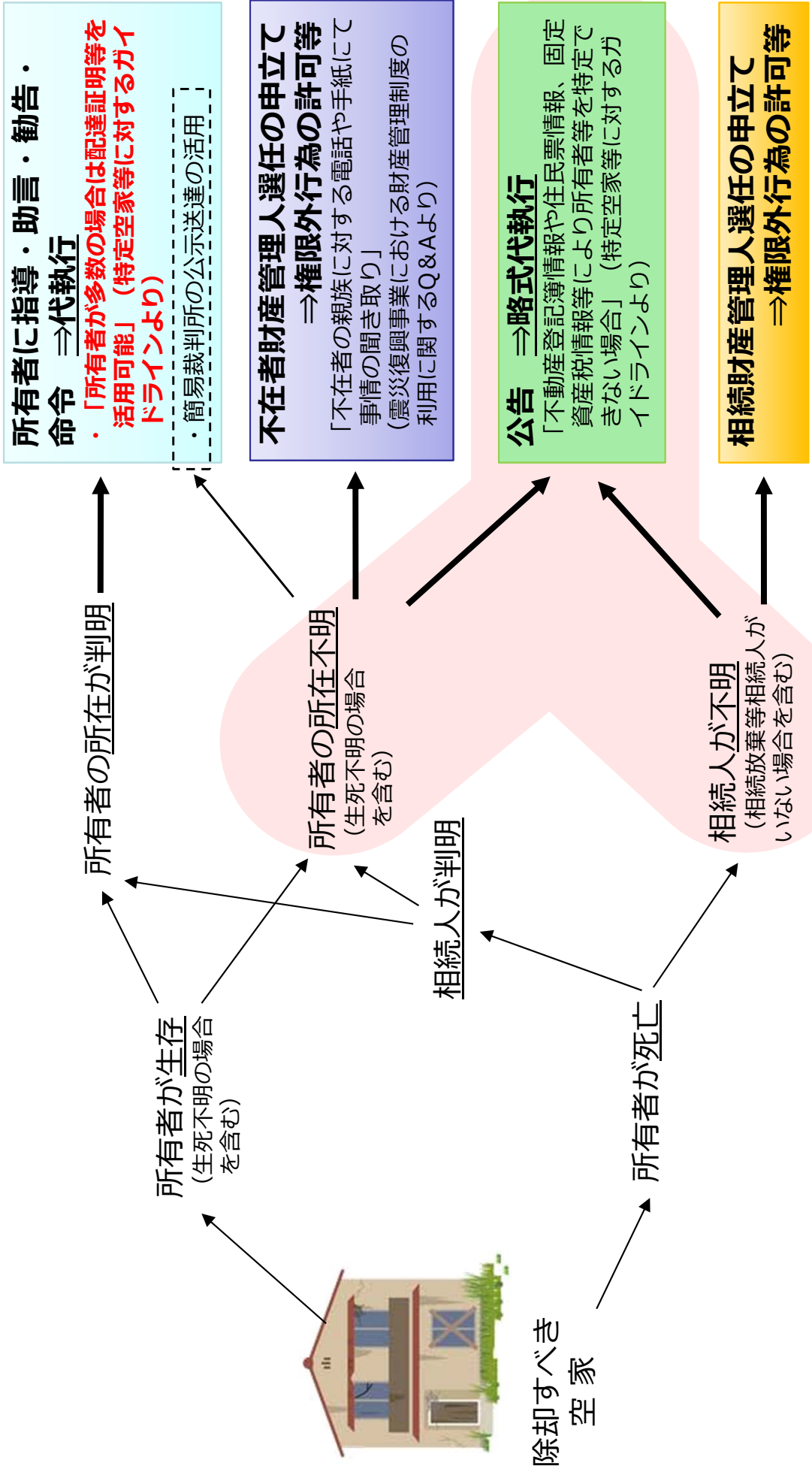
＜空家法における代執行までのフロー図＞



(参考) 除去すべき空家が存在する場合の対応

- 所有者等を確知できない場合は、事前の公告を行った上で、略式代執行が可能。
- 所有者が多数の場合は配達証明等を活用することにより、事務負担の軽減を図りながら手続を進めていくことが可能。

※不動産登記情報等一般に公開されている情報、住民票情報等市町村が保有する情報、固定資産課税情報等を活用しても確知できなかった場合など。



全国空き家対策推進協議会について

空き家対策に取り組む地方公共団体等が、専門知識やノウハウが必要な具体的課題等について共有し、専門家と連携して対応方策を協議・検討する場を設け、実践的な空き家対策について政策提言を行い、その実現を図るとともに、蓄積したノウハウ等の周知・普及を図る。(平成29年8月31日設立)

全国空き家対策推進協議会

会長 岡山県 総社市(市長:片岡聡一)
全国市長会 経済委員長

副会長 京都府 井手町(町長:汐見明男)
全国町村会 財政委員長

・参加を希望する地方公共団体等が参加
 ・情報の共有のみ、協議・検討の場合にも参画
 ・など多様な参加が可能
 ・会費は無料

適宜部会に参加

< 協議会の構成員 >

○連携専門家団体等
 不動産関係団体
 法務関係団体
 金融機関
 すままちセンター連合会 等

○顧問(アドバイザー)
 学識経験者、国総研担当官 等

企画・普及部会

・協議会全体の取組方針等について協議・検討
 ・先進的な取組を見極めて情報提供
 ・政策提言案の検討

正副会長、部会長の市区町村等により構成

所有者特定・財産管理制度部会

・空き家所有者の効率的な探索方法等の検討
 ・所有者不在空き家等に係る財産管理制度の活用推進方策等の検討

部会長:〇〇市
 委員:□□□市
 〇□市
 △△△市
 △〇町

空き家バンク部会

空き家バンクへの登録促進方策、空き家・空き地の活用促進方策等の検討

部会長:〇〇市
 委員:□□□市
 〇□市
 △△△市
 △〇町

< 運営事務局 > (一社)すまいづくりまちづくりセンター連合会